

倉吉市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定により準用する同法第25条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和7年12月17日

倉吉市長 広田 一恭

1 指定の更新をした倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者第158号

所在地 倉吉市清谷町1丁目247番地

名 称 成設備株式会社

代表者 代表取締役 松井 明史

2 更新した日

令和7年12月17日

3 更新後の指定の有効期限

令和12年12月16日まで